

品川区児童福祉施設等措置費徴収金認定要綱

制定 令和6年9月27日 区長決定
要綱第315号

改正 令和7年4月1日 区長決定
要綱第143号

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）の規定により児童福祉施設等に委託または措置された児童等に係る法第56条第2項の規定による費用徴収について、児童等またはその扶養義務者の負担能力の認定および徴収額の決定を適正かつ円滑に行うことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童福祉施設等 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、小規模住居型児童養育事業を行う者、里親および児童自立生活援助事業を行う者をいう。
- (2) 児童等 満18歳に満たない者、満18歳以上の者であって、法第31条もしくは法第31条の2の規定により施設在留期間が延長されているものまたは法第33条の6の規定により児童自立生活援助事業に委託されている者
- (3) 措置 児童等を児童福祉施設等に入所させ、または委託するまでの行政庁の行為の総体をいう。
- (4) 階層認定 法第56条の規定による費用徴収について、措置されている児童等およびその全ての扶養義務者（児童自立生活援助事業に委託されている者については、児童等）についての課税状況を確認し、品川区児童福祉法の施行に関する規則（昭和40年品川区規則第17号。以下「規則」という。）に基づき、負担能力を認定する行為をいう。
- (5) 親族 民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいう。
- (6) 扶養義務者 民法第877条第1項に規定する直系血族および兄弟姉妹、ならびに同条第2項により扶養義務を負わされている3親等以内の親族をいう。ただし、法第56条の適用にあつては、児童等と同一世帯に属して生計を一つにしている者で、直系血族、配偶者および兄弟姉妹等（その者がその世帯における家計の主宰者である場合に限る。）をいう。

(7) 費用負担者 児童等の措置に要する費用の全部または一部を負担するとされた児童等またはその扶養義務者をいう。

(8) 措置費徴収金 法第56条の規定により費用負担者から徴収する児童等の措置に要する費用の全部または一部をいう。

(措置児童等の階層認定)

第3条 区長は、品川区児童相談所の所長（以下「所長」という。）が新たに児童等の措置を行おうとするときは、当該措置の日において階層認定を行うものとする。ただし、国立施設への児童の措置に係る階層認定については、所長が行うものとする。

2 区長は、毎年7月において、措置を行った児童等（以下「措置児童等」という。）の階層認定の見直しを行うものとする。ただし、国立施設への措置児童に係る階層認定の見直しについては、所長が行うものとする。

3 区長または所長は、措置児童等の事情に変更があると認めるときは、その変更が生じた日に遡及して階層認定を変更することとする。

4 階層認定のための収入状況の確認は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出させることにより行うものとする。この場合において、毎年4月1日から6月30日までの間においては、当該年度分の区市町村民税の課税情報の把握は、前年度分の課税状況によるものとする。

(1) A階層に該当する者 生活保護受給証明書

(2) A階層に該当する者以外の者 前年分（1月から6月までの間において提出させるときは、前々年分）の収入額および必要経費が確認できる書類（当該書類の提出が困難な場合は、収入状況申告書（第1号様式。以下「収入状況申告書」という。））

(扶養義務者の階層認定等)

第4条 児童等について新たな措置を行おうとするときは、当該措置の日において扶養義務者の階層認定を行うものとする。

2 区長は、毎年7月において、扶養義務者の世帯に係る階層認定の見直しを行うものとする。ただし、国立施設への措置児童に係る階層認定の見直しについては、所長が行うものとする。

3 扶養義務者の状況に変更があると認めるときは、その変更が生じた日に遡及して階層認定を行うこととする。

4 扶養義務者の階層認定は、措置児童等およびその措置児童等と生計を一にしている全ての扶養義務者の課税額の合算額により行うものとする。

5 区長は、扶養義務者の課税状況を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類により確認するものとする。この場合において、毎年4月1日から6月30日までの間においては、当該年度分の区市町村民税の課税状況の把握は、前年度分の課税状況によるものとする。

(1) A階層 生活保護受給証明書

(2) B階層 当該年度分の区市町村民税非課税証明書

(3) C階層およびD階層 当該年度分の区市町村民税課税証明書

6 所長は、階層認定を行う場合において、前項各号に掲げる書類の提出が困難な場合は、収入状況申告書を提出させるものとする。

7 所長は、国立施設への措置児童の階層認定を行ったときは、児童福祉施設等措置費階層決定通知書（第2号様式）により扶養義務者に通知する。

8 当該年度分の区市町村民税額が確定しない場合において、前年度分の区市町村民税額が判明しているときは、これを当該年度分の区市町村民税額として取り扱うこととし、これらが確定した場合は確定した日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその月）から当該年度分の区市町村民税額を取り扱う。

（徴収金額の決定）

第5条 徴収金の額は、その世帯の当該年度分の区市町村民税の額により規則に定める階層区分に応じそれぞれの階層区分に定める徴収月額とする。

2 区長は、徴収額の決定を行ったときには、児童福祉施設等措置費徴収金額決定（変更）通知書（第3号様式）により費用負担者あてに通知する。

3 所長は、国立施設への措置児童の徴収金額を決定したときは、児童福祉施設等措置費徴収金額決定（変更）通知書（国立施設）（第4号様式）により当該国立施設の長に通知する。

（徴収金額の減額）

第6条 規則第33条第2項の規定による徴収金額の減額の申請は、児童福祉施設等措置費徴収金額減額申請書（第5号様式）に徴収金額を減額する事実を証明する関係書類を添付させて行わなければならない。

2 区長は、前項の申請が減額基準に該当すると認めたときは児童福祉施設等措置費徴収金額決定（変更）通知書（第3号様式）により、減額基準に該当しないと認めたときは児童福祉施設等措置費徴収金額減額不適用通知書（第6号様式）により、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

3 所長は、国立施設への措置児童の徴収金額の減額を決定したときは、児童福祉施設等措置費徴

収金額決定（変更）通知書（国立施設）（第４号様式）により当該国立施設の長に通知する。

（徴収金額の更正）

第７条 区長または所長は、階層区分の誤認定その他の理由により徴収金に変更が生じる場合は、当該徴収金額を更正しなければならない。

２ 区長は、徴収金額を更正したときは、児童福祉施設等措置費徴収金額決定（変更）通知書（第３号様式）により当該費用負担者に通知するものとする。

３ 区長は、第１項の規定により徴収金額を更正した場合において、更正後の徴収金額が更正前の徴収金額より多い額となるときは、更正後の徴収金額を更正した日の翌月分（更正した日が月の初日であるときは、当該月分）から徴収する。

４ 所長は、国立施設への措置児童の徴収金額を更正したときは、児童福祉施設等措置費徴収金額決定（変更）通知書（国立施設）（第４号様式）により当該国立施設の長に通知する。

（還付）

第８条 区長は、前条の規定により徴収金額を更正した場合において、還付すべき額が生じたときは、これを還付しなければならない。ただし、当該費用負担者から以後到来する納期の措置費徴収金に充てる旨の申出があったときは、この限りでない。

（徴収の時期）

第９条 措置費徴収金は、各月における措置児童等の措置等の実績に基づき、翌月末日までに徴収するものとする。

（督促）

第１０条 区長は、納入期限から２０日を経過し、なお納入されない措置費徴収金がある場合は、費用負担者に対し、児童福祉施設等措置費徴収金督促状（第７号様式）を発付するものとする。

２ 督促状に指定する納付期限は、当該督促状の発付の日から起算して１０日を経過した日とする。

（催告）

第１１条 区長は、前条の督促状を発付してから２０日を経過し、なお納入されない措置費徴収金がある場合は、費用負担者に対し、児童福祉施設等措置費徴収金催告書（第８号様式）を発付するものとする。

２ 催告書に指定する納付期限は、催告書の発付の日から起算して１０日を経過した日とする。

（委任）

第１２条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長または所長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日（次項において「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現になされている東京都が行った階層認定等で、施行日以後において品川区が行うこととなる事務に係るものは、この要綱の相当規定により品川区が階層認定等を行ったものとみなす。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

収入状況申告書

年 月 日

品川区児童相談所長 あて

住所

氏名

児童福祉法に基づく施設入所等の措置中の児童等にかかる費用負担額を決めるための証明書類が提出できないので下記のとおり収入申告します。

記

1 前年（ 年）の収入状況

(1) 仕事の種類

(具体的に記入のこと) _____ { 1 自営業
2 その他 }

(2) 1年間の総収入金額（税金、必要経費、諸控除を含めた金額）

¥ _____

(3) 必要経費（自営業の場合、仕事上の必要経費について、記入のこと）

内 容	金 額（年額）	摘 要

(4) 保険料等支払額（年間）

健康保険料 ¥ _____ 生命保険料 ¥ _____

地震保険料 ¥ _____ その他（ ） ¥ _____

(5) 無収入の場合、収入のない理由と前年中の生活について

2 前々年（ 年）の収入について（前年度分区市町村民税に関する書類を提出できる場合は不要）

(1) 仕事 _____ (2) 総収入 _____

(3) 必要経費（年額）内容 _____ 金額 _____

(4) 保険料等支払額（年間）

健康保険料 ¥ _____ 生命保険料 ¥ _____

地震保険料 ¥ _____ その他（ ） ¥ _____

(5) 無収入の場合、収入のない理由と前年中の生活について

3 扶養家族の状況（記載漏れのないよう必ず記入してください。）

第 号
年 月 日

様

品川区児童相談所長

印

児童福祉施設等措置費階層決定通知書

児童福祉施設等に入所中の児童等に要する費用について児童福祉法第56条の規定に基づき認定階層を下記のとおり決定したので通知します。

なお、費用が発生する場合は、この認定階層に基づき入所している国立施設より納入通知書が送付されます。

記

児 童 等 氏 名

施 設 名

認 定 階 層

認 定 開 始 日 令 和 年 月 日

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算し3月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する採決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該採決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（表面）

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

児童福祉施設等措置費徴収額 決定 変更 通知書

児童福祉施設等に入所中の児童等に関する費用について、児童福祉法第56条の規定に基づき、あなたから徴収する額を下記のとおり 決定 ・ 変更 したので通知します。

記

1 対象児童等

児 童 等 氏 名	施 設 名	徴収金額（月額）	階 層
		徴収開始（変更）	

2 決定・変更の理由

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(裏面)

注意事項

- (1) 同封の納入通知書で納付期限までに納入くださいますようお願いします。
- (2) 納入場所は、同封の納入通知書に記載されています。
- (3) 児童等が入所した月は、入所日が15日以前（初日を除く）の場合は、徴収金額の5割を徴収し、16日以降の場合は徴収しません。
- (4) 児童等が退所した月は、退所日が16日以降（末日を除く）の場合は、徴収金額の5割を徴収し、15日以前の場合には徴収しません。
- (5) 児童等の在籍期間が1か月未満の場合は、在籍日数が16日以上ときは徴収金額の5割を徴収し、15日以下のときは徴収しません。
- (6) 同一世帯から2人以上措置（20歳以上の入所者は除く）されている場合は、徴収金基準額が最も多額な児童等以外の児童等は、徴収金基準額に0.1を乗じた額とします。

第 4 号様式（第 5 条関係）

第 年 月 日 号

様

品川区児童相談所長 印

児童福祉施設等措置費徴収額決定（変更）通知書（国立施設）

貴施設に入所した児童等について、児童福祉法第 5 6 条の規定により内閣総理大臣の徴収すべき額を下記のとおり決定（変更）したので通知します。

記

1 対象児童

児 童 氏 名		生年月日	年 月 日
		性 別	
保護者氏名		続 柄	
保護者住所 （送付先）	〒		
徴 収 階 層		徴収開始月	年 月
徴 収 金 額	月額 円	徴収変更月	年 月

2 決定（変更）の理由

年 月 日

品川区長 あて

申請者 住所
氏名

児童福祉施設等措置費徴収金減額申請書

下記の理由で措置費徴収金の納入が困難なので、これを減額して頂きたく申請します。

記

入所児童等 氏名		徴収階層	
入所施設		徴収月額	
申請理由			

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

児童福祉施設等措置費徴収金減額不適用通知書

年 月 日に申請のありました措置費徴収金の減額については、減額基準に該当しないので、下記のとおり申請を却下します。

記

児童等氏名	施設名	階層	現徴収月額	備 考
(却下理由)				

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第 号
年 月 日

様

品川区長 印

児童福祉施設等措置費徴収金督促状

- 1 下記徴収金が、まだ納入されていませんので、先に送付した納入通知書を用いて最寄りの
納入場所で納入して下さい。納入場所は納入通知書に記載されています。
- 2 指定納入期限までに下記徴収金を完納しないときは、児童福祉法第 5 6 条の規定に基づき
滞納処分を受けることがあります。

記

児 童 等 氏 名	対 象 年 ・ 対 象 月		代 表 施 設 名	金 額
指 定 納 入 期 限		令 和 年 月 日	合 計 金 額	円

※ この督促状を受け取る前に既に納入済みの方は、
行き違いですので御了承ください。

お問い合わせ先

品川区

(住所)

(電話)

負担者番号：

(裏面)

- この督促に不服がある場合は、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、品川区長に対し書面をもって審査請求をすることができます（なお、この督促があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この督促の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

- 上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、品川区を被告として（訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

児童福祉施設等措置費徴収金催告書

- 1 下記徴収金が、まだ納入されていませんので、さきに送付した納入通知書により10日以内に最寄りの納入場所で納入してください。
- 2 納入通知書を紛失したとき、一括納入が困難な場合、またはこの催告に疑義があるときはご連絡ください。

記

児 童 等 氏 名	対 象 年 ・ 対 象 月		代 表 施 設 名	金 額
			合 計	円

※ この催告書を受け取る前に既に納入済みの方は、行き違いですので御了承ください。

問合せ先
品川区
(住所)
(電話)

負担者番号：